



長野県地方税滞納整理機構 監査委員告示第 2 号

地方自治法第 292 条において準用する同法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和 2 年 11 月 27 日

長野県地方税滞納整理機構監査委員 横 尾 浩 美



同 福 原 和 人



## 7 長野県地方税滞納整理機構 定期監査結果報告書

### 1 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による監査）

### 2 監査実施日

令和 2 年 11 月 26 日

### 3 監査の対象

令和 2 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までに執行された令和 2 年度の財務に関する事務

### 4 監査の方法

事前に関係資料の提出を求め、事務局において関係諸帳簿の照合等を行うとともに、当日関係職員からの説明聴取を実施した。

監査に当たっては、財務に関する事務の執行が、法令等に基づき適正に処理されているか、また、事務事業の執行が効率的、合理的に行われているかについて調査を実施した。

### 5 監査の結果

予算の執行、収入支出事務及び現金出納事務の執行については、概ね適正に処理されているものと認められた。

第三次広域計画策定に係る作業段階において、構成団体からの移管件数については実情を反映した件数に調整されているものと理解するが、構成団体における滞納整理が進む中、移管件数の減少及び一件あたりの税額の少額化傾向は今後とも続くものと見込まれる。

一方で、滞納整理の困難事案の解消などまだまだ機構の果たすべき役割は多くあると認識している。

よって、将来的な運営体制のあり方などの課題については、十分検討のうえ対応するとともに、事務の省力化、合理化を一層図りながら効率的な事務運営に努められたい。